

【岐阜県版】安全就業ニュース



令和5年度10月号

【今月報告の事故】

○団体傷害保険関係事故

・死亡事故及び入院6ヶ月以上の重篤事故

該当事故の報告はありませんでした。

・1ヶ月以上の入院事故

該当事故の報告はありませんでした。

○労働災害

・休業日数4日以上の負傷事故

地域	事故発生日	時間	内容
岐阜地域	2023/09/14	14:00	長靴を履いてカゴの洗浄作業中、右足の上にカゴを落として右足人差指を骨折した。

今後とも事故防止の啓発をよろしくお願いいたします。

【お知らせ】

○令和 5 年 12 月よりアルコールチェッカーによる酒気帯び確認が義務化されます。

標記の対象となる事業所は、「常用定員が 11 人以上の自動車(白ナンバー)が 1 台以上」または「その他の自動車(白ナンバー)が 5 台以上」となります。

これらの事業所に該当するセンターは、安全運転管理者によるアルコールチェック(目視ではなくアルコールチェッカーによる確認)とその記録の保存が義務化されます。

直前に慌てることのないように、早めの対応をお願いいたします。

○令和 5 年度第 2 回 安全・衛生・適正就業推進委員会を開催しました。

令和 5 年 10 月 13 日(金)に標記委員会を開催しました。

令和 6 年 1 月に開催する「安全就業対策研修会」や、令和 6 年 2 月に開催する「健康相談会」および「産業医による作業場等の巡視」の打合せの他、労働災害における保険証不使用の徹底、請負においてセンターが取ることができる安全対策について話し合いました。事故が発生した際の対応は請負と派遣とで異なります。事故を起こさないようにすることが第一ですが、起きてしまった際には必ず報告をお願いいたします。



特に労働災害(派遣業務における事故)については、会員やシルバー組織だけではなく、病院や労働基準監督署や保険団体が関係する手続きとなるうえ、法律上遅滞なく提出することが定められた様式もあります。労働災害が発生した際には、判明した時点で必ず第一報をいただくようお願いいたします。

- ・ 30 日以上入院事故、または重篤事故(180 日以上入院事故または死亡事故)が発生した場合は、まずは電話等で連合会へ報告をお願いいたします。
- ・ 労働災害が発生した場合は、早急に連合会へ電話をお願いいたします。

——— 今月の短歌 ———

極寒と 酷暑の間に 暇なく
桜と紅葉 どこへ行く

